



ウォーターランド通信

■ 問合せ ウォーターランド南条 ☎ 47-3711

ウォーターランド南条

検索

★新体力テスト開催

日時 11月5日(土) 午前10時～午後4時
会場 ウォーターランド南条

参加料 無料

(ウォーターランド南条のプールおよびジムをお使いの場合は、別途利用料が必要です。大人550円、小人200円。)

内容

《20歳～64歳》

① 握力

② 上体起こし

③ 長座体前屈

④ 反復横跳び

⑤ 立ち幅跳び

⑥ エアロバイク

《65歳以上》

① 握力

② 上体起こし

③ 長座体前屈

④ 開眼片足立ち

⑤ 10m障害物歩行

⑥ 6分間歩行

その他

運動のできる服装で、内ズックとタオル等を持参してお越しください。

★2016福井県学童水泳競技大会結果

福井県営水泳場で開催された「福井県学童水泳競技大会」において、ウォーターランド南条選手コースのメンバーが上位入賞を果たしました。みなさん、おめでとうございます。

5・6年生男子

▼100m自由形

第1位 井上 輝星(上別所)

1分02秒54

▼200m個人メドレー

第1位 井上 輝星(上別所)

2分30秒87

※大会新記録

▼100mバタフライ

第3位 谷口 柊弥(下牧谷)

1分13秒45

★祝日営業のお知らせ

11月3日(祝)と11月23日(祝)の営業時間は、午前10時～午後6時までとなります。

なお、大人教室は休講、ジュニアスイミング教室は通常通り開講いたします。

☆詳しくは、ウォーターランド南条までお問い合わせください。

年金のお知らせ

■ 問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124
町民税務課 ☎ 47-8015

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。